

# 2016年12月議会 経済労働委員会

2016・12・14 今井光子議員の質問

\*議会資料から作成したもので公式の会議録ではありません  
日本共産党奈良県会議員団

## 2年目のNAFIC

定員割れと通学バス運用状況、宿泊ができるセミナールーム・ゲストルームの新設のための予算などをたずねます

今井光子議員 NAFICのことでお尋ねしたいと思います。今回、NAFICを核としたにぎわいづくり事業ということで、9300万の補正予算が出ているんですけども、このNAFICそのものが、もともと農業大学校というところから始まったものなんですけど、昨年は定員割れということで、15名の応募でした。今回は今どんな状況になっているのかをお尋ねをしたい。それから、これまでフード学科のほうですけれども、材料費がですね、年間80万円というのがありましたけど、それが半額の40万円に、最近になってから減額になっているんですけども、ここはなぜそういうふうな減額をされたのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、学生さんが少ないということとか通学の問題などありまして、2000万円でバスを購入されたと思うんですけども、そのバスはどんな利用の実態になっているのかということなんです。

それから、宿泊ができるということで、セミナールームとかゲストルーム、シェアルームということで、ダボス会議も視野に入れたようなものもつくるといような構想をされているんですけども、ここの周辺がですね、非常に耕作放棄地が多いという場所ということで、私も改めてグーグルの地図を見たんですが、これ、NAFICの場所です。その周りがずっと茶色い土の場所が結構目立つ場所なんですけれども、今回県がこれを新たにつくろうという場所は、ここは割と緑のある場所なんです。そういう緑のあるところを、これを潰して、周りの放棄地があるところはそのままでつくるといのが、ちょっと私としては理解しがたいんですけども、そのあたりについてはどんなふうな考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱）答弁 まず、1点目のNAFICのフードクリエイティブ学科の今回の、来年度の募集についてですけども、フードクリエイティブ学科について、フードクリエイティブ学科、アグリマネジメント学科、双方ともに定員20名でございますけども、1次募集の、今行って、きょう合格を発表したところですけども、フードクリエイティブ学科は9人募集がありまして9人合格を出しました。アグリマネジメント学科につきましては27人募集がございまして19人、本日合格を出しております。フードクリエイティブ学科、アグリマネジメント学科ともまだ定員に達していないところがございますので、年明け、1月6日から2次募集を行っていきたいと考えているところでございます。

2点目のご質問でございます。フードクリエイティブ学科の食材費として、学費のほかに今年度入った1年生の方々、80万いただくということでやって、先般ですね、その80万の食材費について40万にするということで、もう既に80万は預かり金として預かっている。1年生については残り40万返却すると。来年の2年生からはもう最初から40万円預かり金としていただくということにしたわけですけども、これについてどうしてかということがご質問、今いただ

きました。

最初はですね、まだことしの4月から始める、ちょうど1年前ですね、この値段を積算するに当たって、大体その、どういう食材をどう使うかということ積算立てまして、大体定価で値段の見込みを立てさせていただいて80万ということで設定させていただきました。実際、4月にスタートしまして、この11月ぐらいまでやったところ、年間40万で回せるということが確認が持てましたんで、40万ということで半額に下げさせていただいたところでございます。

3点目のご質問でございます。2000万円でバスを買うということで、今年度の予算で計上させていただいたところでございます。先般、10月にその計上させていただいた予算で、マイクロバスですけども、マイクロバスを購入いたしました。これは、今まで農業大学時代からマイクロバスあったんですけども、18年使っております、私自身乗ったことがありますけど、相当古いものです。実際、NAFICの移転しましたフードクリエイティブ学科の校舎も、アグリマネジメント学科の校舎も、学生の送り迎えにメインとして使っております。今、双方ともに1年生のみがいる状態ですんで、桜井駅と校舎の間を、朝2便、夕方2便ということで運行しております。来年度からは新たに1年生入ってきますんで、桜井駅との間を朝4便、夕方4便で利用していきたいというふうに思っております。さらには、オープンキャンパスとかやっている際には、同じく桜井駅からその校舎に向けて、来てくれたお客様方を輸送したり、あとは両方、アグリもフードも学生もですね、校外実習というのがございます。県庁の果樹センターとか茶業センター行ったりとか、現場に行くことがございますんで、そういったときに活用させていただいているところでございます。

4点目のご質問でございます。NAFICのにぎわいづくりに関連して、セミナールーム等々の施設を整備するに当たって、周辺、耕作放棄地が多いとありました。実際、私も何度も行ったことがありますけども、実際目につく耕作放棄地があるというのも事実かと感じております。一方で、このセミナールーム等つくる場所が緑であるということで、今お話しいただきました。

実際、セミナールームつくる場所ですね、今、ブドウ畑があつたりするあの場所がございます。そのところは、もちろんそこで今農業をされている方がいらっしゃるんで、そこを潰してというか、買ってそれで終わりということではなくて、その方も当然営農を続けるという意思、希望をお持ちですんで、ほかの代替地を用意する形でその場所を買い取るという形で進めていければと考えているところでございます。

今井光子議員 2次募集でどれぐらい来ていただけるかということですけども、今のところはまだ定員をかなり割っている現状だということで、わかりました。

それから、食材費ですけども、ちょっとその当初の見込みと倍違うというのは、経営感覚を持てる、そういうその、何ですか、フードクリエイティブの人を育てるところにしましては、もともとの食材費、倍も見込みが違うというのは、ちょっと経営感覚が余りよろしくないんじゃないかなというふうに思いますけれども、学生さんにしましたら、学費が高くて、さらに食材費を80万というのは非常に大変なことなので、安くなるほうが私はいいと思いますけれども、そのあたりのところが当初の見込みをもう少しきちっとやるべきではないのかなということ、意見を申し上げておきたいと思います。

バスはいろいろ利用されているということですけども、これはオーベルジュの方を、お客さんなんかを乗せたりというふうな形の利用があるのかどうか、ちょっとその点もお尋ねしたいと思います。

それから、今はブドウ畑があるということなんですけれども、中山間地域の耕作放棄地が非常に奈良県の場合が多いということで、そんな中で頑張っておられるということ、すごい大変なことだなというふうに思います。

そうしたところをですね、確かに代替地も用意するというふうに言われておりますけれども、代替地を用意しましたら、またそのブドウの実がなるとるまでに一定の期間もかかってくることになりますので、そういうところを潰してこういうような施設をつくるというのは、私はいかがなものかなというふうな思いを持っているわけですけども、そのあたりで、もっとほかの、今、耕作放棄地になっているような場所を想定するとか、そういうことは考えられなかったのかなというのをお尋ねしたいと思います。

小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱）答弁 バスについては、オーベルジュのほうのレストランのほうで使うのかということですけども、ちょっと現時点において使っていません。というか、オーベルジュのところはもう指定管理で別のひらまつがやっておりますので、あくまでバスは県の学校のもので、そこは区別されるのかな

というふうに考えております。

2点目ですけれども、大体もっとほかの場所ということでしたけれども、一つは、今現時点で、NAFIC、大学校、そしてオーベルジュがあそこにあるところで、やはり一定の近い隣接しているということがやっぱり一つ、施設の連携して調和してやっていくためには必要なと考えておるのととも、もちろん農家の方が移転するに当たっては、ちょっと実際ブドウの木そのままちょっと移せるかどうかとか、ちょっと細かいところを私知りませんが、営農なり、そういうところに支障がないように配慮していくというのは当然必要かと考えております。

今井光子議員 今回出ておりますこの議案につきましては、実際の農業に対して余り私はプラスになるというふうには思いませんので、この議案については反対の意見を申し上げておきたいと思っております。

## 意見

今井光子議員 このNAFICの議案につきましては、共産党といたしましては、農業に余り関係がないというふうに思いますので、反対をさせていただきます。

## 報告

### (仮称) 奈良県小規模企業振興基本条例の制定について

森田産業・雇用振興部長の報告 仮称でございますが、奈良県小規模企業振興基本条例の制定についてご説明を申し上げます。

来年2月の定例県議会において上程を予定しております、仮称で、奈良県小規模企業振興基本条例案でございます。まず、制定の背景でございますが、県内企業の約3万3000社のうち、企業数で約9割、従業員数ですね、雇用者の数で約4割を小規模企業が占めております。ここでいいます小規模企業でございますが、おおむね従業員数が20人以下、また商業、サービス業にしましては5人以下と。普通の製造業等では20人以下、商業、サービス業で5人以下の事業者を小規模企業という定義で、これは法律の定義でございますが、捉えております。

それだけ県の地域密着の事業活動で地域の雇用を支えていただいております、地域の経済の安定、県民生活の向上に貢献している非常に極めて奈良県の経済にとりまして重要な存在であるという認識でございます。

その本県の経済活性化のためには、そういった小規模企業に、一つは、成長発展してもらうこと、事業を大きくして成長発展してもらうこと。あるいはもう一つは、そういう特色、強みを生かして、規模は大きくということではないけれども、したたかに持続的に発展してもらうこと、長く商売を続けていただくこと、こういうことを狙いといたしまして、本県経済の活性化のために小規模企業の振興ということに特化した条例を制定したいと考えたところでございます。

経緯でございますが、国において先に、これ非常に古い話で、昭和38年に中小企業基本法が制定以後、最近一部改正を経まして、平成25年6月に小規模企業振興のための基本理念、あるいは施策方針ということが中小企業基本法の一部改正で盛り込まれました。さらにそこに続けまして、平成26年の6月でございますが、小規模企業の果たす重要性の一步を、近年その他の規模の大きな中規模以上のところと比べまして、企業数、雇用者数が減少し、非常にその小規模企業が課題の大きな状態になっているということ、全国的な傾向を受けまして、26年6月に国において小規模企業振興基本法が制定されたところでございます。

一方、県においても、平成20年の3月に中小企業振興基本条例を制定してございましたところござい

すが、県におきましても国と同じ問題意識でございまして、県内の小規模企業における数の減少、企業数の減少、事業者数の減少傾向ということを前提としまして、やはりここは小規模企業振興に必要となる基本理念ですか、基本方針をきちっと条例の形でまとめる必要があると。そういうことで今回の条例制定をしようという判断に至ったところでございます。

他の自治体の制定状況でございまして、ことしの11月末現在で既に小規模企業振興条例を制定しているのが、その新潟、北海道、群馬の3道県です。もう一つ、2つ目の白丸で、中小企業・小規模企業振興条例を合体して作成しておりますのが、そこに上げております10県。中小企業振興条例というままで小規模企業振興の内容を制定しておりますのが、そこにあります7県、8県、合わせて15県でございます。

ただ、こういう状況ではございますが、本県といたしましては、やはり奈良県の小規模企業の占める位置ということを考えまして、単独の小規模企業振興基本条例を制定して、しっかりと小規模企業対策をしていくと。そういうほうが望ましいと考えたとところでございます。

その単独条例を制定する意義、今申し上げた件でございまして、2つの観点からその意義を考えたとこです。

まず、一つが、小規模企業の現状の観点でございまして、奈良県の場合は、小規模企業、赤色、ダイダイ色の分ですが、こちらの従業員の構成比が38%、およそ4割が小規模企業が支えていると。それに対して全国では23%ですので、全国に比ばまして明らかに奈良県の経済は小規模な企業が支えていると。こういう実態があるのが、これはもう単独条例を制定しようという一つの動機でございます。

もう一つは、地方創生の観点でございまして、昨年本県独自の、住んでよし、働いてよし、訪れてよしという基本目標の地方創生総合戦略を策定したところでございまして、やっぱりその中で、県内各地でさまざまな面、雇用、経済活動、地域活動で地域を支えておまして、地域の活性化、あるいは成長へのエンジンとして欠かせない小規模企業の発展。成長発展、持続的発展ですね。こういうことを促すということが地方創生の観点からでもやはり大きな要因、要素になると。そのように考えまして、やっぱりこの小規模企業が雇用を支えている。あるいは地方創生の、奈良県の地方創生の中で小規模企業の成長力ということが欠かせない。この2つの観点から、単独で小規模条例を制定しようと考えたとところでございます。

その下に、条例の中身といたしまして、現状・課題からしっかりと中身を検討することが一つ。それともう一つは、やはり成功している小規模企業のやはりその成功の秘訣ですね。どうしてこううまくいっているのか。そういうところもしっかり捉えて、お手本として条例の中に生かしていくということで、条例の基本理念、基本方針を構成、案を今作成したところでございます。

次にその条例のおおよその構成骨子を書いておまして、8つの条から成るものでございます。狙いとしましては、先ほどから繰り返しをしておるところでございまして、特に小規模企業ならではの特色を生かして事業を続けてもらおうと。特色を生かすということと、それと長くしたたかに続けていただきたい。このあたりを狙いとしております。

基本理念ですが、果敢に挑戦する意欲、やはり小さいながらも挑戦する意欲を持っている、あるいは自主自立の精神を持っているとともに、地道な不断の努力を行うと。そういう小規模企業ならではの強みを応援する。そのことで持続的、したたかに発展していくと。そういう一つの小規模企業の理想像を理念に描いております。

それとともに、8つの基本方針を上げまして、小規模企業の特性を生かしまして、その置かれた状況の中で、地域地域、県内の各地域で本領を発揮していただくと。そういうことで、一つのこれキーワード、条例の本文には書いておりませんが、スモール・バット・ストロングと。小さいけど強い企業。そういうところを理想の姿としてこの条例の中では描いていきたい、求めていきたいと考えております。

具体的におおよそ条例の骨子でございまして、今申し上げたその基本理念、自主自立の精神を持ち、努力を続けるということ。それと中ほどのところ、このあたりが一番小規模企業の特性と考えておりますが、潜在的なニーズですね。これをやっぱり大手以上に機敏に捉えられると。それとやはり発想の自由さというところが小規模企業のやっぱり強みではないかと考えております。大手の、どちらかという固定的な観念よりも、小規模企業の自由な発想、それが独自の商品、サービスを生み出すのではないかとという特性を考えております。それと、地域に密着したという観点もございまして、そういう特性を最大限に生かすための環境整備を行っていくことということの基本理念に置いております。

それと、小規模企業者の努力等ということも上げております。その中で、小規模企業自身のこととともに、小規模企業支援団体の役割ということもここで上げております。例えば商工会ですとか商工会議所、あるいは中小企業団体の中央会といったこと。加えて、やはり金融機関も一つの小規模企業の支援団体と捉えております。そういった支援団体もしっかりと小規模企業の振興に取り組んでいただきたいと。そういうことも

条例に盛り込む形で検討しております。

次に具体的な政策につながります8つの基本方針を上げております。これが、この8つの方針に基づいて小規模企業の実際の具体的な政策を展開していくというふうに考えております。

少し、8つ、一つ一つ申し上げますと、1つ目が、その小規模企業全体の話で、まずその成長発展、持続的な発展に必要となる情報を体系化して広げていくと。こういう形で強みが発揮できますよという経営の一つのモデル、お手本を普及させていくということがまず一つの全般の考え方でございます。2番目の販路拡大。これが小規模企業にとりましては一番ハードルの高いところだと思います。なかなか販路の新しいところを開けない。そういう課題に対して、商談機会の確保ですとか販路拡大、海外も含めてでございますが、そういう支援を行っていくのが2番目でございます。3つ目は、もう当然のことながらでございますが、付加価値の獲得ということで、独自の発想に基づく商品、サービス、そういうことを磨きをかけていって、それがひいては消費者に評価をいただくようなことになっていくような取り組みを進める。4つ目は、人材育成でございます。何といたっても、小さいからこそ人材の育成が不可欠でございまして、そういう経営力を備えた経営者、あるいは後継者といった人材の確保を進めていくということを4番目に掲げております。

それと5番目は、創業ということで、全くないところから新しい事業を興していくということも、まず初期段階は小規模の企業でございますので、女性、青年、高齢者と、年齢、老若男女にかかわらず、創業の促進を図るという考え方でございます。6番の資金供給。これはもう言わずもがなでございますが、円滑な資金供給を進めていくと。資金需要にしっかりと対応していくという6番目でございます。7番目のまちづくり。これは主に商業という点がございまして、地域のまちづくりですね。市町村ですとかまちづくり会社と連携した商業の活性化という取り組みを広げていきますとともに、さらに主体を広げていくところを、連携協働ということの規定していきたいと考えております。8つ目が、今盛んに国のほうでも話題になりました。県のほうでも取り組んでおります働き方の改革でございます。やはり人を大切に経営、少ない人材で事業に打ち勝っていくと。事業をもとに競争に打ち勝っていくということでございまして、小規模企業の財産である人材が存分に活躍できるように取り組みを進めるということも8つ目に上げております。

この8つの項目がこの条例の一番の肝の部分でございまして、この条例案のもとにしっかりとしたその来年度の新しい取り組み案を組み立ててまいりたいというふうに考えております。

最後、今後の予定でございますが、現在パブリックコメントを開始しておりまして、約1カ月間のパブリックコメントを予定しております。とともに、中小企業振興対策審議会を今月の下旬に開きまして、有識者の方々、関係団体の方々から意見を経た上で、そちらを、パブリックコメント、審議会のご議論を集約した後、本会議の2月議会のほうへ上程していき、議員の皆様方のご審議をお願いしたいと考えております。

## 奈良県農業振興地域整備基本方針の改定について

福谷農林部長 奈良県農業振興地域整備基本方針の改定についてということで、これにつきましては、平成27年12月に国の農用地等の確保等に関する基本指針が改定されたことに基づき実施するものでございます。県の基本方針には、確保すべき農用地等の面積目標や基盤整備、担い手の育成、確保など、農業振興地域における基本的な事項等を定めるものとされております。市町村が定める農業振興地域整備計画の基準となるものでございます。

農業振興地域制度は、総合的に農業の振興を図ることが重要であると認められる地域につきまして、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としております。

そういったことを踏まえて、今回の改定に当たりましては、確保すべき農用地等の面積の目標に、荒廃農地の発生抑制や、再生に向けた（仮称）特定農業振興ゾーンの設定や工業ゾーンの創出など、奈良らしい農業の振興と企業誘致による雇用の場の確保など、地域振興に資する土地利用調整に向けまして、農地マネジメントの推進を図る取り組みに関する県独自の考慮すべき事由を反映させておるところでございます。

平成26年度末、26年現在の奈良県の農用地区域内の面積は1万5548ヘクタールとなっております。これに趨勢や施策効果並びに県独自の考慮すべき事由を反映した結果、平成37年度の農用地区域内の面積目標を1万4745ヘクタールとしているところでございます。今後はパブリックコメントを実施をした後、農林水産大臣との協議を経て、平成28年度内の改定を予定をしておるところでございます。

簡単でございますが、以上が農林部の報告事項となります。

今井光子議員 小規模企業の振興条例につきましては、大変奈良県として私は大事な条例ではないかというふうに思っております。絵に描いた餅にならないように、毎年ですね、定期的にどこまでそれが実践できているかとか、実際の小規模の事業者がどんなことで困っているかとか、そういうものをしっかり受けとめるような、何ていいますか、審議会なり委員会なり、そうしたものを私はぜひ設置してもらって、こうした方針がきちっと行き渡るような仕組みづくりをしていただきたいということを、これは要望しておきたいと思っております。

## 奈良県の農業振興地域整備基本方針

今井光子議員 奈良県の農業振興地域整備基本方針の点ですけれども、ここで10年後の農地の奈良県の面積などが示されております。

1点お伺いしたいと思いますけれども、これはこの間、奈良県の農地で減ってきている。それを将来も同じように減るだろうという想定のもとに出されている数字なのかどうか、その点をお尋ねをしたいというふうに思っております。

小坂農林部次長（農政担当、担い手・農地マネジメント課長事務取扱）答弁 今ほど福谷部長のほうから説明させていただきましたカラーのA3の報告事項資料1の2枚目の左上をちょっとごらんいただければと思います。今ほど先生おっしゃったとおり、上の26年が15548ヘクタール、10年後が14745ヘクタールということで目標設定したいなと考えておるところです。今、先生からあった、農地が、荒廃農地が出て減っていくだろうということについては、下の間のところにありますアの三角299というところがトレンド部分と書いていますけれども、過去のトレンドから一定の決まった数式においてこう定めるということで、国のほうから算出の仕方も定められているところがございます。まさに先生おっしゃったとおり、この部分はトレンドで数式的に出ておるんですけども、非常に、何ていうんでしょう、奈良県の農家ですね、耕作放棄地の状況も、非常に他府県と比べても耕作放棄地率高いですし、新規就農者、担い手の確保ももっともっと力を入れていかなきゃなんないところだという意味において、奈良県行政が努力してここを達成していければなという意味合いのものかと思っております。もちろん行政なり関係者が努力しなければ、もっともっと数字は、農地は減ってってしまうというふうな性質のものかなというふうに認識しております。

今井光子議員 今、小坂次長のほうから言っていただきましたけれども、過去の耕作放棄地の減り方と、今後10年間の減り方ということを考えましたときに、高齢化が本当に全国で一番高齢化が進んでいっているような県でございまして、本当に比べ物にならないぐらいの私は耕作放棄地が出てくる可能性があるんじゃないかということを変感しております。

鳥獣被害の問題もありますし、それから米価の価格にいたしましても、それで採算がとれるというような状況ではないという、そうしたいろいろな課題があって奈良県のこの農用地というのが決まってくるだろうというふうに思っているわけですけれども、何やかんやと言っても、やっぱりこの農用地の7割が田んぼが占めております。

そして、一番つくっている作物で多いのは、やっぱりお米ということでございますので、私はこのお米をどうするかという、そういう対策が大変大事だなということを思っているわけですが、きょうの奈良新聞に大変うれしいニュースが載っております、曾爾米ということで、曾爾村の曾爾米ブランド化協議会で生産したコシヒカリが、米・食味分析鑑定コンクール国際大会で特別優秀賞をもらったというようなニュースが載っております。ここではですね、いろいろなことで努力をされておまして、栽培別部門、それから水

田環境特Aというようなことで、大変期待をされているわけです。やはり今、柿とかイチゴとか、そういうところのブランド化については力を入れているんですけども、奈良県のお米ということについて、私はもっと力を入れてしてほしいなという希望を持っております。

調べておりましたら、ちょっと古い資料でしたけれども、これは平成16年に農業技術センターの県の研究員の方がまとめている、流通業者さんの奈良県産米の評価というのがございました。これは奈良県に事務所を置く米穀卸売業のところにアンケートをとっているわけですけども、49の業者のうち48が回答してくれて、県産米を扱う理由が、地元のものだから、それから品質と価格のバランスがいいというような回答がありまして、外食産業向けの業務用の販売量の多い業種で、品質と価格のバランスがいいということを変評価をしていると。今後とも奈良県産米を購入するかどうかについては、現状並み及び購入量が増すという回答が全体では7割を超えて、卸の段階では購入量が減るといふ、そういう見方はないというのが出ておまして、地元の方は奈良県のお米を食べたいと思いつつながら、実際にはそれだけの量の生産がないというのが現状ではないかというふうに考えているわけです。

お米の問題ももっといっぱい言いたいんですけども、このあたりにしておきますが、とにかく国の計画でも、奈良県、またお米を減らすということの目標なども出ているわけですが、まず主食である米というのを私はもっと力を入れていただきたいということ、これはお願いをしておきたいというふうに思います。

## 奈良県産のお米、地産地消への財政支援

### 奈良県のお米、県内農産物、加工品の活用への支援をもっと

今井光子議員　今、広陵町でもお米つくっている農家がもう数件になってしまっておりまして、つくれなくなっているところがつくっているところをお願いをして何とかやっているというような状況が出ているんですけども、そういたしますと、これまでは自分のところの分だけで、知った方に販売をして、そのあたりで回っていたのが、量が多くなりますと、実際に農協とかに出しても価格が安いということで、その販売のことで、学校の給食とかそういうのに使えないだろうかと、そんなお話などもいただいたんですけども、今、学校給食の場合に、奈良県産のお米を使っているんですが、全部ブレンド化されているので、広陵町の給食には広陵町でできたお米が使われているというような状態ではないと思うんですけども、そうした地元でできたお米を地元の給食で使うということが可能になるのかどうかという点の一つお尋ねをしたいと思っておりますのと、それから県のほうで29年度の要望事項に、地産地消の食材の財政支援と、協議会をつくらなくても第6次ネットワークの活動交付金が実施できるような要件の緩和というのが要望に上がっておりましてけれども、こうした要望を上げられた背景はどういうことかあるのかというのをお尋ねしたいと思います。

辻本マーケティング課長答弁　1点目の、地元のお米ですけども、を地元で学校給食にというふうなところにつきましては、基本、給食の食材につきましては学校給食会が取りまとめてやっておるといふような形で聞いております。そちらのほうの中で一応検討というか、をやって、まず問題提起というふうな形でやっていただかないといけないのかなというふうな形で考えております。

もう1点、国の6次産業化ネットワーク活動交付金の件でございますけども、27年度は国の地方創生交付金を活用して、県内の農産物、加工品を活用した学校給食への提供というふうなものに経費を支出しておりました。が、今年度はそれにかわりまして、国の6次産業化ネットワーク活動交付金を活用した形で給食の地産地消というものにも取り組めるというふうな形になっておるわけなんですけども、この取り組みの要件といたしまして、6次産業化等に関する協議会というのを市町村ベースで設立しないとけないということと、あとその協議会の中で、戦略策定というものが必要になってまいります。これに関しましては、本年の2月に市町村のほうに対しまして一応その概要を周知しておりまして、10月にも市町村説明会を開催して、県内市町村の



学校給食担当部局に対して改めて案内をさせていただいたところですけども、一応この協議会の設立と戦略策定というものが、基本、市町村にとってはある程度高いハードルになっておるのではないかとということで、市町村がより取り組みやすいように事業採択に係る要件の緩和ということを政府や国に対して要望させていただいているところでございます。

今井光子議員 この事業になる前の、中学生でしたら1回60円とか何か、そういうような補助金のやり方で地産地消の学校給食のものの事業がありまして、皆さんそれがとても使いやすかったという声が出ておりますので、ぜひ実態に見合ったような補助金にさせていただきますようお願いをしたいと思います。

## 弥山の水

### 遭難者を助けた「水」、もっと活用できないか

今井光子議員 10月に島根県の土木部長さんが、奈良の弥山に、大峰山の弥山の下山途中に登山道から滑落をしたということで、13日ぶりに救助をされたというようなニュースが皆さん記憶にあるかと思えますけれども、ありました。それで、13日間湧き水を飲んだだけで何も食べていなかったということで、10月の9日に山に入って22日に発見されたということですが、この時期の大峰山は大変明け方は冷え込む。持っている服を全部着て寒さをしのいだ。救助前日に最後の力を振り絞って崖を登って登山者に助けを求めたというふうなニュースを私も見ました。

このニュースを見て私が思いましたのは、よその水だったら助かったのかなということを感じました。大峰山のその弥山の水というものの持つパワーっていうのがあるんじゃないかなというふうに、これは勝手な思いですけども、思いまして、もしそうしたことが検証されていくのであれば、これからどこも防災防災で水の備蓄とかということがされていくわけですので、一つの奈良の売り込むものになるんじゃないかなという、そういうような思いをいたしました。

これにつきましては、どこが担当してもらうことかよくわからないんですけども、一回そうした観点でもう一度この弥山の水の持つパワーみたいなものをどこかで検証していただけないかなというふうに思うんですが、どなたに伺ったらいいんでしょうか。産業でしょうか。農林部長ですか。

福谷農林部長答弁 恐らくこのメンバーの中では所管はないと思うんですけども、ただ、水のことですので、水と農業は非常に密接に関係があるということで、私のほうからお答えをさせていただきます。お答えというか、確かにこれも先生方ご承知のように、奈良県、名水がいろんなところがございます。いろんな成分を持ってやられています。特に奈良、何ていうか、関係のないところまで行ってしまいましたが、日本というのとはもととも地下水というのが軟水である。それで入れたお茶、大和茶もおいしいお茶が入るというふうなことも聞いておりますので、そういった意味では水の成分がどうなのかというのは非常に重要なポイントだというふうにも思います。

今、委員がおっしゃった、その大峰の弥山の水というのがどういう成分なのかは、恐らく所管は環境のほうの所管になるかというふうに思いますので、その点は限定をせずに、そういうご意見があったということは関係のほうには周知をして答えていくようにしたいと思います。

今井光子議員 あれだけ全国的にですね、ニュースになりまして、皆さんの記憶にあることですので、ぜひ調べていただきまして、そうした価値があるものであれば、県としてぜひ取り組んでいただきたいということを要望して、終わらせていただきたいと思います。

(了)